様式第三（第四条、第二十一条、第二十八条、第百二十三条、第百八十三条関係）

収入印紙

許　可　証
認　定　証　書換え交付申請書
登　録　証

業務等の種別			
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日			
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗又は事業所	名称		
	所在地		
変更内容	事項	変更前	変更後
変更年月日			
備考			

許　可　証
上記により、認　定　証の書換え交付を申請します。
登　録　証

年　　月　　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

厚生労働大臣
地方厚生局長
都道府県知事　　殿
保健所設置市市長
特別区区長

（注意）
1　用紙の大きさは、Ａ４とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
3　業務等の種別欄には、薬局、第１種医薬品、第２種医薬品、医薬部外品、化粧品、第１種医療機器、第２種医療機器、第３種医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録認証機関、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、卸売一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
4　医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この申請書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正副２通、厚生労働大臣又は都道府県知事に提出する場合にあつては正本１通提出すること。
5　配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
6　認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。
7　収入印紙は、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

（薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の薬事法施行規則の一部改正）

第三十七条　薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この条において「旧薬事法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

旧薬事法施行規則第百五十三条において準用する旧薬事法施行規則第四条の規定による様式第三を次のように改める。